

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則  
制定の件

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則を次のように  
制定する。

令和元年9月11日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則（平成26年西宮市教育委員会規  
則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定児童」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第2条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「別表に掲げる利用者の区分に応じ定める額」を「零」に改  
める。

第3条第2項を削る。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

別表を削る。

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

幼児教育無償化に伴う所要の改正を行うため。

## 西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則

現 行	改 正 案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例（平成26年西宮市条例第29号。以下「条例」という。）に基づく西宮市立幼稚園を利用する <u>支給認定児の保護者が負担する額（条例第3条第1項第1号に限る）及びその徴収について必要な事項を定める。</u>	第1条 この規則は、西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例（平成26年西宮市条例第29号。以下「条例」という。）に基づく西宮市立幼稚園を利用する <u>教育・保育給付認定子ども</u> の保護者が負担する額（条例第3条第1項第1号に限る）及びその徴収について必要な事項を定める。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第3号に規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として次条に定める額をいう。	第2条 この規則において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第3号に規定する当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として次条に定める額をいう。
(利用者負担額)	(利用者負担額)
第3条 利用者負担額は、別表に掲げる利用者の区分に応じ定める額とする。 2 支給認定保護者が本市住民以外の者である場合の利用者負担額については、前項の規定にかかわらず、教育長が別に定める額とする。	第3条 利用者負担額は、 <u>翌</u> とする。 <u>2 (削除)</u>
(支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定の通知等)	(支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定の通知等)
第4条 教育委員会は、支給認定保護者の属する世帯の階層区分を認定したときは、当該支給認定保護者にその旨を通知する。	第4条 <u>(削除)</u>
2 教育委員会は、前項の規定による認定に当たっては、当該支給認定保護者から課税額を証する資料その他の当該認定に必要な書類の提出を求めることができる。	2 教育委員会は、前項の規定による認定に当たっては、当該支給認定保護者から課税額を証する資料その他の当該認定に必要な書類の提出を求めることがある。
3 教育委員会は、第1項の規定により階層区分を認定した世帯に属する者について、收入の著しい変動その他特別の事情があつたと認めるとときは、当該世帯の階層区分の認定を変更し、当該支給認定保護者にその旨を通知するものとする。	3 教育委員会は、第1項の規定により階層区分を認定した世帯に属する者について、收入の著しい変動その他特別の事情があつたと認めるとときは、当該世帯の階層区分の認定を変更し、当該支給認定保護者にその旨を通知するものとする。
(徴収期日)	(徴収期日)
第5条 利用者負担額は、各月の末日（12月にあつては30日。これらの日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときはその翌日）までに徴収する。	第5条 <u>(削除)</u>

## (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額及びその徴収に関する事項は、教育長が定める。

## 付 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する5歳児（平成27年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）の利用者負担については、この規則の規定は、適用しない。

3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児（平成27年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）の利用者負担、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児（平成28年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）若しくは5歳児（平成28年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）の利用者負担又は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児（平成29年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）の利用者負担については、次の表に定める額とする。ただし、同条第4項から6項の規定の適用については、この限りでない。

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分	平成27年4月 1日から平成2 8年3月31日 までの間に在園 する4歳児の利 用者負担及び平 成28年4月1 日から平成29 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利	平成28年4 月1日から平 成29年3月 31日までの 間に在園する 4歳児の利 用者負担及び平 成29年4月1 日から平成30 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利	各月初日の幼児の保護者の属する世帯の階層区分	平成27年4月 1日から平成2 8年3月31日 までの間に在園 する4歳児の利 用者負担及び平 成28年4月1 日から平成29 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利
階層区分 定義	1 8年3月31日 までの間に在園 する4歳児の利 用者負担及び平 成28年4月1 日から平成29 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利	2 8年3月31日 までの間に在園 する4歳児の利 用者負担及び平 成29年4月1 日から平成30 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利	1 8年3月31日 までの間に在園 する4歳児の利 用者負担及び平 成28年4月1 日から平成29 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利	3 8年3月31日 までの間に在園 する4歳児の利 用者負担及び平 成29年4月1 日から平成30 年3月31日ま での間に在園す る5歳児の利

		者負担(月額)	に在園する5歳児の利用者負担(月額)	者負担(月額)	に在園する5歳児の利用者負担(月額)
I	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
II 1	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(Iの項の階層区分に該当する世帯を除く。)	母子及び父子又はそれに準じる世帯	0円	II 1 当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(Iの項の階層区分に該当する世帯を除く。)	母子及び父子又はそれに準じる世帯
II 2		II 1 の項の階層区分に該当する世帯を除く。	1,800円	II 2 税世帯(1の項の階層区分に該当する世帯を除く。)	II 1 の項の階層区分に該当する世帯を除く。
III 1		当該年度分の市町村民税所得割の額が59,500円以下世帯	4,700円	III 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,500円以下世带
III 2	当該年度分の市町村民税世帯(Iの項、II 1 の項又はII 2 の項の階層区分に該当する世帯を除く。)	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,501円以上77,100円以下の世帯	6,400円	III 2	当該年度分の市町村民税世帯(Iの項又はII 2 の項の階層区分に該当する世帯を除く。)
IV 1		当該年度分の市町村民税所得割の額が77,101円以上144,900円以下の世帯	11,400円	IV 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が77,101円以上144,900円以下の世帯

IV 2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 1 4 4,9 0 1 円 以上 2 1 1,2 0 0 円以下の世帯	1 2,8 0 0 円 1 5,6 0 0 円	IV 2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 1 4 4,9 0 1 円 以上 2 1 1,2 0 0 円以下の世帯	1 2,8 0 0 円 1 5,6 0 0 円
	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 2 1 1,2 0 1 円 以上 3 7 7,1 0 0 円以下の世帯	1 3,2 0 0 円 1 6,5 0 0 円	V 1	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 2 1 1,2 0 1 円 以上 3 7 7,1 0 0 円以下の世帯	1 3,2 0 0 円 1 6,5 0 0 円
V 1	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 3 7 7,1 0 1 円 以上の世帯	1 3,7 0 0 円 1 7,4 0 0 円	V 2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 3 7 7,1 0 1 円 以上の世帯	1 3,7 0 0 円 1 7,4 0 0 円
	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 3 7 7,1 0 0 円 以上の世帯	1 3,7 0 0 円 1 7,4 0 0 円		当該年度分の市町 村民税所得割の額 が 3 7 7,1 0 0 円 以上の世帯	1 3,7 0 0 円 1 7,4 0 0 円

4 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割の額が 3 7 7,1 0 0 円を超える世帯の別表第4項から第6項の規定の適用に係る第2子の利用者負担額については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児（平成27年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する5歳児（平成28年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）は、月額10,200円、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児（平成28年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児（平成29年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）は、月額10,400円とする。

別表（第2条関係）

階層区分	各月初日の幼児の保護者の属する世帯の階層区分 定義	利用者負担額 (月額)
------	------------------------------	----------------

I	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国難民人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國難民人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円
II 1	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(Ⅰの項の階層区分に該当する世帯を除く)		0円
II 2	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(Ⅰの項の階層区分に該当する世帯を除く。)		2,300円
III 1		当該年度分の市町村民税所得割の額が59,500円以下の世帯	4,700円
III 2		当該年度分の市町村民税所得割の額が59,501円以上77,100円以下の世帯	8,800円
IV 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が77,101円以上144,900円以下の世帯	14,400円	
IV 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が44,901円以上211,200円以下の世帯を除く。)	18,500円	
V 1		当該年度分の市町村民税所得割の額が211,201円以上377,100円以下の世帯	19,800円
V 2		当該年度分の市町村民税所得割の額が377,101円以上の世帯	21,100円

備考

- 1 この表において市町村民税所得割の額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者(教育長が定める家計の主宰者に限る。以下同じ。)についての西

- 官市立幼稚園において受ける教育（以下「幼稚園教育」という。）のあつた月の属する年  
度（幼稚園教育のあつた月が4月から8月までの場合は、前年度。次項において  
同じ）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定  
による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第32  
8条の規定によって課する所得割を除く。）のそれぞれの額（同法第314条の7から第  
314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2  
第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をさるべき金額があ  
るときは、当該金額を加算した金額とする。）を合算した額とする。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが次の各号のい  
ずれかに該当する場合は、これらの者を幼稚園教育が行われた月の属する年度分の市民税  
の賦課期日（地方税法第318条に規定する賦課期日をいう。以下この項において同じ。）  
において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の1第1項の指定都市（以  
下「指定都市」という。）以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割  
を計算する。
- (1) 幼稚園教育が行われた月の属する年度分の賦課期日において、指定都市の区域内  
に住所を有していたとき（地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受ける場合を除  
く。）。
- (2) 幼稚園教育が行われた月の属する年度分の賦課期日において、指定都市以外の市町  
村の区域内に住所を有していた場合であつて、地方税法第737条の2第1項の規定の適  
用を受けるとき。
- 3 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224  
号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2項に規定する男子に該当する者であ  
ることその他の教育長が定める要件に該当する場合は、当該支給認定保護者を地方税法第  
292条第11号に定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなしてこの表の  
規定を適用する。
- 4 この表II1の項の階層区分に該当する世帯とは、支給認定保護者又は当該支給認定保  
護者と同一の世帯に属する者が幼稚園教育のあつた月において要保護者等（子ども・子育  
て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第4項に規定す

る要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合をいう。

5 前項に規定する要保護者等のうち、この表のⅢ 1 の項の階層区分に該当する世帯における利用者負担額は、この表に規定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、Ⅲ 2 の項の階層区分に該当する世帯における利用者負担額は、3,000円とする。

6 前 2 項の規定にかかわらず、負担額算定基準子どもも(令第14条に規定する負担額算定基準子どももをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合における支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定幼児が受けた幼稚園教育の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 この表に規定する利用者負担額(前項の規定に該当するときは、同項の規定により算定される額)に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもたち小学校第3学年修了前子どもも(令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どももをいう。以下同じ。)が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもも(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どももである幼児のうち最年長者をいう。以下同じ。)である教育認定幼児

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもたち小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもも(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである幼児のうち最年長者をいう。以下同じ。)である満3歳以上保育認定子どもも(令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どももをいう。以下同じ。)

ア 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どももが幼児の場合における負担額算定基準小学校就学前子どももである支給認定幼児 零

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 零

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもたち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どももである教育認定幼児

イ 支給認定保護者に係る負担額算定期準子どもたちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定期準小学校就学前子どもである教育認定幼児  
ウ 負担額算定期準子ども（最年長負担額算定期準小学校就学前子どもも及び負担額算定期準小学校就学前子どもを除く）である支給認定幼児

7 前3項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における支給認定期定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定期定幼児が受けた幼稚園教育の利用者負担額は、当該年度分の市民税所得割の額が77,101円未満（満3歳以上保育認定期定子どもが受けた幼稚園教育については、57,700円未満）の世帯であるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定期定幼児 この表に規定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）  
(この表のⅡ2の項の階層区分に該当する世帯に係る支給認定期定子どもにもあたっては、零)

ア 支給認定期定保護者に係る特定被監護者等のうち幼児以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定期準小学校就学前子どもである支給認定期定幼児  
イ 支給認定期定保護者に係る全ての特定被監護者等が幼児の場合における負担額算定期準小学校就学前子どもである支給認定期定幼児

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定期定幼児 零  
ア 支給認定期定保護者に係る特定被監護者等のうちに幼児以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定期準小学校就学前子どもである支給認定期定幼児  
イ 支給認定期定保護者に係る特定被監護者等のうちに幼児以外の者がいる場合における負担額算定期準小学校就学前子どもである支給認定期定幼児  
ウ 負担額算定期準子ども（最年長負担額算定期準小学校就学前子どもも及び負担額算定期準小学校就学前子どもを除く）である支給認定期定幼児

8 第4項及び第5項の規定に該当する場合における当該支給認定期定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101円未満（満3歳以上保育認定期定子どもも

受けた幼稚園教育にあつては、57,700円未満」とあるのは「77,101円未満」と、「それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

9 月の途中に幼稚園教育の利用を開始し、又は終了した場合及び病気その他のやむを得ない理由により利用しなかつた場合（西宮市立の幼稚園園事規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第19号）第6条第2項に規定する休園の許可を得た場合に限る。）におけるその月の利用者負担額は、この表に定める額（第3項から前項までの規定の適用があるときは、それぞれ当該各項の規定により算定される額）を20で除して得た額に、利用可能な日数（当該月内における当該幼稚園教育の利用を利用した日以後又は当該幼稚園教育の利用を終了した日以前に当該幼稚園教育の利用が可能であった日数をいい、当該日数が20日を超える場合は20日とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、休園の許可を得た期間が全月にわたる場合におけるその月の利用者負担額は、零とする。

付 則  
1 この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。  
新設

付 則  
1 この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。  
付 則  
この規則は、令和元年10月1日から施行する。